

法科大学院の設置から新入生を迎えるまで —早稲田大学の経験—

早稲田大学大学院法務研究科教授 浅 古 弘

はじめに

司法制度改革審議会が、1999年7月27日の発足から約2年間の審議を経て、2001年6月12日に「21世紀の日本を支える司法制度」という副題を冠した意見書を公表した¹。意見書は、第一に、「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。第二に、「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹（裁判官・検察官・弁護士）を確保する。第三に、「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める。この3点を基本的方針として、明治以来の日本の司法制度を根本から見直し、21世紀の日本社会に相応しい司法制度に改革をしようとの提言であった²。

なかでも、社会の強い関心を呼んでいるのが、法科大学院という新たな法曹養成システムである。「司法制度を支える体制の充実強化」のために、法曹

養成システムの改革が必要であるとし、「法科大学院（仮称）構想に関する検討会議」の報告³を受けて、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成システムを新たに整備し、司法が21世紀の日本社会において期待される役割を十全に果たすことができるよう人的基盤を確立するために、基幹的な高度専門教育機関として法科大学院を設けるべきであるとした。

文部科学省は、この「法科大学院」構想を具体化するために、2002年8月5日の中央教育審議会の答申⁴を得て、法科大学院の設置基準に関する関係法令の整備を行った。法科大学院の設置については、当初の予想に反して、72大学が法科大学院の設置申請を文部科学省に提出したが、文部科学省は、大学設置・学校法人審議会の答申を得て、2004年度については68大学に設置を認めた。

I 法科大学院の開設準備

早稲田大学は、法律家の養成を目的として創立された東京専門学校以来、120年にわたり、高い理想と進取の精神をもった、多数の法律家を育成し社会に輩出してきた。かかる歴史と伝統をふまえて、21世紀の社会をリードする質の高い法律家を育成するために、高等教育研究機関である大学が法律家養成の中核を担うべきであるとする声に耳を傾け、積極的に法科大学院の開設準備をしてきた。

早稲田大学での「法科大学院」構想の議論は、「法学部棟」の建て替え問題との関係で、この新しい「法学部棟」でどのような法学教育を展開すべきなのかという議論から始まった。この議論のなかで、現在の法学教育の見直しと専門職法学教育展開の可能性が研究され、1998年春にはハーバード大学レイコフ教授を講師とするアメリカの法学教育に関する研究会を開催するなどして、「ロースクール」を核に「リーガル・クリニック・センター」と「法律文献情報センター」を有機的に配置し、少人数教育の徹底と社会に開かれたリーガル・サービスを展開するというのが、この段階でのマスタープランであった。

1998年10月の大学審議会の答申⁵、1999年3月から始まった「法学教育の在り方等に関する調査研究協力者会

議」、1999年7月の司法制度改革審議会の発足によって、大学における法学教育の議論が「法科大学院」構想という形で急速な展開を見せるようになってきたことから、早稲田大学でも、大学院法学研究科と法学部合同のワーキング・グループを設けて、当時いわれていた法学部連携型の「法科大学院」という枠組みのなか⁶で、法学教育はの在り方や法曹養成教育への取組みなどについての検討を改めて進めることとなった。このワーキング・グループで、21世紀の日本の社会が必要としている、すなわち法的思考力と総合的判断力をもち、国境を越えた方の論理を使いこなせる法曹を養成するために必要な教育は何か、私立大学が「法科大学院」を設置する際の問題点をどう克服するかなどについて議論を進め、2000年1月23日に、シンポジウム「私立大学における法学教育と法曹養成」を開催し、各方面からの意見を聞くこととした。

しかしながら、その後、法学部連携型の「法科大学院」という枠組みそのものが、大きく動くこととなった。司法制度改革審議会の意見書では、「法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫」することが求められ、法学部と法科大学院の一貫教育による法曹養成という考え方が否定された。「社会、経済の構造変化と国際的な相互依存関係、世界的規模での競争の中で、

職業人として指導的な役割を果たす人材を育成する」ためには、「学部段階における幅広い教養教育を受けた者を対象として、高度専門職業人の養成を目的とし、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院制度を検討」しなければならないとされ⁷、法科大学院は「大学（大学院）が社会との対話の中で自らを変革し、国民の期待に応じて「知の再構築」を図っていくことができるか、今後の大学改革の行方を展望する上でも重要な試金石」とされたのである。

早稲田大学では、2000年11月の司法制度改革審議会中間報告を受けて、大学として法科大学院の設置に向けての意思統一と準備作業に入った。「早稲田大学は、新たな法曹養成教育を行う法科大学院を、大学院独立研究科として設置すべきである」との法科大学院設置検討委員会の結論を得て、2001年11月に法科大学院（仮称）開設準備委員会（委員長加藤哲夫教授、加藤教授の法学部長就任に伴い、浦川道太郎教授に交代）を置き、司法制度改革審議会の最終意見書に示された基本的理念を実現する方向で、設置形態、学生定員、開設時期、教育上の理念、カリキュラムの編成、修業年限、修了要件及び学位、成績評価の方法、教員の構成、教員の嘱任人事、入学者選抜、施設などについて、具体的準備に取りかかった。

この間、2001年3月には、ハーバード大学、イエール大学、ニューヨーク大学、カリフォルニア大学バークレー校、スタンフォード大学の各ロースクールを訪問し、教育、入試、学生支援、人事、財政、管理、施設など、米国のロースクールにおける教育と学校行政の全般に涉って、各担当者からの聴き取り調査を実施し、法科大学院を開設する際に留意すべき事柄などについての情報蒐集を行なった。しかしながら、当初は、法科大学院の設置基準自体が明示されていない状況のなかでの準備であり、また、示された法科大学院の設置基準も、他の専門職大学院あるいは従来の大学院の設置基準と異なり、早稲田大学の学内規則や従来の学内慣行に適合的でない基準もあり、そのために非常なエネルギーを割かなければならなかったが、幸いにして、大学本部の理解が概ね得られ、2003年6月には、文部科学省に大学院法務研究科の設置申請を行い、同年11月に設置認可を受けることができた。

II 早稲田大学大学院法務研究科の目指すもの

早稲田大学大学院法務研究科は、高度専門職業人としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）だけではなく、これからの日本の社会が要求する法曹資格を持った法律専門職（国際公務員、国

家公務員・企業法務担当者など）を志望する人材の育成も目指している。世界の流れは、国境を越える物の自由化ばかりではなく、サービスの自由化をも求めてきており、法曹の世界にも、欧米の法曹や法律事務所を相手に競争し、ますます関係を強めているアジア諸国の企業や市民を相手に法律サービスを提供しなければならない時代が目の前に迫ってきている。本研究科は、こうした時代の要求に進取の精神をもって挑戦する、真の実力を身につけた志の高い法律家を養成したいと考えている。

そのために、法学部出身者だけでなく、他学部や他大学の出身者、実務経験者など、さまざまなバックグラウンドを持った志望者に門戸を開放し、法学既修者認定試験に合格した学生には1年次法律基本科目の単位免除も用意しているが、1学年300名の学生に、原則3年一貫の専門職法学教育を行うこととした。

1年次と2年次では、法律基本科目を中心とした、法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基本的な法分野の学習と実務基礎科目に重点を置くカリキュラムを用意し、この段階で、法曹にとって必要な基礎的な法律知識を学習する機会を高密度に、かつ集中的に与えることとしている。3年次では、学生が将来の進路との関

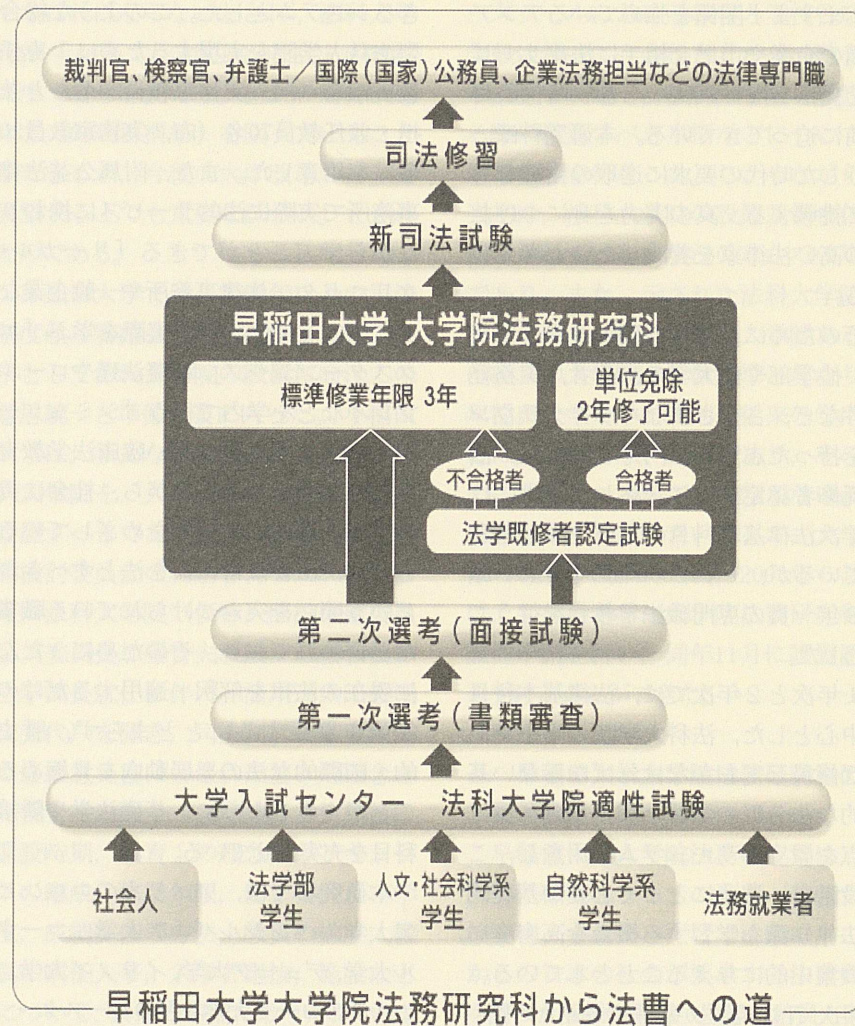
係で求める専門的知識を得られるように、多くの先端展開系の科目を用意するとともに、学生の多様な目的意識に対応するために、専門分野別に科目をセットにしたワークショップを設け、それぞれの志望に即して科目が選択できるシステムとした。このような総合型法科大学院を実現するために、専任教員72名（内、実務家教員20名）と兼任・兼任教員70名（内、実務家教員20名）を用意した。また、附属公益法律事務所で実際に法的サービスに携わりながら学ぶことができる「リーガル・クリニック」、法律事務所や一般企業などに出向して法実務の実際を学ぶ「エクスターンシップ」、模擬法廷やロールプレイなどを学内で行う「シミュレーション」など、質の高い臨床法学教育を互いにリンクさせながら、社会に貢献できる専門家の養成をめざしている。さらに、法曹は常に何を法とすべきかという問いを突きつけられている職業だといわれており、そのために、たんに現在の法律を解釈・適用するだけの能力を養成するにとどまらず、歴史的・国際的な法の発展動向を見極めることができるように、基礎法学や隣接科目を充実させている。

本研究科では、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、カナダのヨーク大学などのロースクー

ルと学生交換協定を結び、実際のな外国法を学ぶ機会を提供するとともに、協定校からの学生を受け入れ、異なる価値観や文化に触れることで、学生が知的な刺激を与えられることを期待している。

Ⅲ 入学者選抜の概要

本研究科では、「優れた法曹として実社会で活躍できる人材の発掘と育成」を入学者選抜の目標とし、選抜を通して、これまで多くの優れた法曹を社会に送り出している早稲田の伝統を受け



継ぎ「稲門法曹（早稲田大学出身の法曹）」として誇れる、地域・文化・分野を超えて法のもとに正義を貫ける人材を発掘したいと考えている。したがって、入学者選抜は従来のように「試験」という単一の尺度による「1点刻みの機械的な入試方式」をとらないこととした。

また、入学出願時に、「未修者3年コース」、「既修者2年コース」というコース別の選抜方式をとらず、合格者のなかで法学既修者の認定を希望する者に対して、第一次入学手続完了後、法学既修者認定試験を実施する方式を採用した。この試験の合格者は、1年次配当の必修科目30単位を修得したものと見なされ、2年間の在学中で法科大学院の課程を修了することが可能となる。しかし、この認定試験の合格者に定員を設けるという考え方も採っていない。それは、法学既修者には一定の法学的学識レベルが要求されると考えたからであり、現役学生が学部での学修が修了する2月に、この試験を実施することとした。

本研究科の入学者選抜は、第一選考（書類審査）と第二選考（面接試験）から構成されている。第一選考の書類審査では、法曹の素質としての「必要・十分条件」を確認する視点から、志願者から提出された「法科大学院適性試験の成績」「申述書（ステートメン

ト）」「学部成績」「能力証明資料」や「推薦状」などを総合的に評価し、「適性試験の成績」あるいは「語学の点数」などで、いわゆる足きりはしない。

第二次選考の面接試験では、別室で課題⁸とその課題を考える時間20分を与え、その後、面接の教員2名との20分間の討議をとおして、書類審査で検討した優れた法曹としての資質が真に備わっているかを、直接的に確認をし、最終的には、第一次選考の「書類審査」と第二次選考の「面接試験」の結果を総合して、「優れた法曹として実社会で活躍できる人材」を選抜した。

2004年度入学者選抜試験最終合格者の概要は、以下の通りである。

○志願者数	4,557名
○第一次選考（書類審査）合格者数	788名
○第二次選考（面接試験）受験者数	764名
○最終合格者数	312名
（法学既修者認定試験受験者数 77名）	
（法学既修者認定試験合格者数 27名）	
○繰上合格者数	若干名
○入学者数	277名
内訳 男性：174名 女性：103名	
法学部系学部出身者	168名
（内、社会人 34名）	
他学部出身者	109名
（内、社会人 58名）	

なお、最終合格者の適性試験（大学入

試センター)の平均点は84.3点で、最高点100点、最低点58点であった。

IV 開校と今後の課題

早稲田大学大学院法務研究科は、277名の新入生を迎えて、2004年4月4日に開校式を行い、専門職法学教育を行う教育機関の誕生を祝した。これまで日本の大学では行われたことのない専門職法学教育を新たに始めるには、法科大学院の開校までの準備期間はあまりにも短かった。そのため、実際に授業が始まってみると、準備不足で改善をしなければならない点も少なくない。早稲田大学は、司法制度改革審議会の最終意見書が示した21世紀の日本を支えることのできる法曹を養成していくために、よりよい法科大学院作りに努力をしていきたいと考えている。

司法制度改革審議会が描いた法科大学院は、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべき」ことが求められ、これを前提として設計された教育システムである。もし、この前提が崩れることがあれば、法科大学院での教育の内容は、司法制度改革審議会が思い描いた

もしれない。今、議論されている新司法試験の在り方が、法科大学院の将来を決定することになるのである。

【注】

- 1「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」ジュリスト1208号（2001年）185～242頁。
- 2政府は、1964年の臨時司法制度調査会の意見書が提案した事項のほとんどが実施されなかった経験から、今回の司法制度改革審議会の提言を最大限尊重する方針を決め、司法制度改革推進法（平成13年法律第119号）を公布して、司法制度改革推進本部を内閣に設置し、21世紀の日本を支える司法制度を実現するために、司法制度改革推進計画に従って、総合的且つ集中的に司法制度改革を推進することとした。
- 3「法科大学院（仮称）構想に関する検討のまとめ—法科大学院（仮称）の制度設計に関する基本的事項」月刊司法改革14号（2002年）170～176頁。
- 4「Jurist Note法科大学院の設置基準等について（答申）」ジュリスト1230号（2002年）136～148頁。
- 5大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学（答申）」大学と学生406号（1999年）10～54頁。
- 6加藤哲夫「法曹教育と法学教育—学部教育の視点から」ジュリスト1170号（2000年）67～75頁。
- 7大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（特集 大学審議会答申）」大学と学生431号（2000年）6～32頁。
- 8「1995年春に全米の教育関係者が注目した事件が起きました。A大学が一人の女子学生の入学許可を取り消したからです。その学生

は、地元の公立高校に通う優等生であり、テニス部の副キャプテンを務め、恵まれない子供たちの為の教育ボランティアなども積極的にしている学生でした。しかし、その学生は、14歳の1990年にアルコール中毒の母親をクリスタル製の燭台で殴り殺すという事件を起こし、6ヵ月の自立支援施設への送致と18歳まで保護観察に付する旨の処分を受けていましたが、このことを履歴書の賞罰欄に記載していませんでした。A大学は、このことを理由に入学許可を取り消しました。あなたは、A大学の決定に賛成ですか。反対ですか。」（2004年度面接試験の課題例）